

**「横浜市認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム）委託」
受託候補者特定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 「横浜市認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム）委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、業務説明資料及び横浜市認知症初期集中支援推進事業実施要綱により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格は次の各号に掲げる項目をすべて満たすこととする。

- (1) 横浜市認知症初期集中支援推進事業実施要綱第3条に定める実施体制及び第4条に定める支援チームの構成を満たすこと。
- (2) 公募対象区（南区）またはその隣接区に所在する医療機関（病院または診療所）を運営している者であること。
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項1号に定める保険医療機関の指定を受けていること。
- (4) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていること。または、参加意向申出書を提出した時点で、令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録を申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了する見込みであること。
- (5) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止等を受けていない者。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 基本的事項（医療機関概要等）
- (2) 職員体制及び実施体制
- (3) 業務実績

- (4) 当該業務に関する課題認識と取組方針
- (5) 当該業務に関する事業提案
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員体制及び実施体制
専門的な支援が効果的に行えるよう、市の定める人員体制があるか。相談に対し、効果的、即応的に業務遂行できる体制があるか。等
 - (2) 業務実績
認知症の鑑別診断や専門的医療相談、訪問診療等に関する実績及び地域の関係機関との認知症に関する連携のための取組実績、当該業務の受託実績を有しているか。等
 - (3) 課題認識と取組方針
本市における認知症の人や家族等の現状を踏まえた課題認識ができているか。また、認知症の早期診断・早期対応における本事業の役割を理解し、現状や課題をふまえた具体的かつ実現可能な取組方針があるか。等
 - (4) 事業提案 等
チームの活動を効果的に進めるため、チームの役割を理解した具体的な取組方針があるか。また、チームの機能を発揮するための工夫が考えられているか。なお、担当区との連携の視点から所在区を担当する場合を優先する。等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、提案者が公募対象区において現に当該事業を受託している事業者のみである場合で、その実績が良好である場合は、ヒアリングを行わないことができる。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。
- 5 公募対象区である南区の中で、1区につき1事業者を選定する。第1希望区ごとに評価点数の最も高い1事業者を選定する。
- 6 評価の結果、採点が同点の場合は、提案書の「2 職員体制」及び「3 実施体制」に関する項目の合計点において上位の者を選定する。
- 7 評価の合計点数が5割に満たない事業者は、選定対象外とする。
- 8 国及び本市の定める認知症初期集中支援チームの要件を満たさない事業者については、選定対象外とする。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、横浜市認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム）評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価

- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 健康福祉局総務部長
委員 健康福祉局高齢健康福祉課長
委員 医療局医療政策部医療政策課長
委員 医療局地域医療部地域医療課長
委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、事業担当課の長を除く委員の中から職務の代理人を選定する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席がなければ開くことができない。

5 評価委員の庶務を行うため、健康福祉局高齢在宅支援課に事務局を置く。

6 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適切に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項